

裁判員等経験者の意見交換会 開催概要

高松地方裁判所

● 開催日 令和4年6月27日(月)

参加者 司会者近道時郎(高松地方裁判所刑事部総括判事)

裁判官 坂 井 唯 弥(高松地方裁判所刑事部判事)

検察官 洲 濱 貴 憲(高松地方検察庁検事)

弁護士 元 木 将 道(香川県弁護士会所属)

①経験者1番 (参加事件の罪名:強制性交等致傷)

②経験者2番 30代女性(参加事件の罪名:住居侵入、強盗致傷)

③経験者3番 40代女性(参加事件の罪名:殺人)

④経験者4番 30代男性(参加事件の罪名:住居侵入、強制性交等致傷)

● **傍 聴 者** 報道関係者3名、法曹関係者6名

■ 話題事項 ・ 裁判員裁判に参加しての全体的な感想

・ 検察官、弁護人の主張、証拠書類、証人尋問等についての感想・意見

評議についての感想

参加しやすくするための配慮、守秘義務についての感想・意見

その他(これから裁判員になる方へのメッセージ)

話題事項:裁判員裁判に参加しての全体的な感想

- ① 裁判などを身近に感じることがすごくできましたし、非常に良い経験だと思いました。
- ② 選ばれるまで、裁判に対して興味がなかったのですが、実際に選ばれて参加して、興味を持つようになりました。
- ③ 私も皆さんと一緒で、裁判員に選ばれるまで、裁判員という言葉自体をほとんど聞くこともなかったですが、裁判員裁判に参加してからは、裁判員裁判について、ニュースを見たり、新聞も読んだりするようになりました。裁判員裁判に参加できたことは、すごくいい経験だったと思います。
- ④ 私は、裁判員に参加するまでは、裁判員裁判に対して不信感がありました。それは、裁判官の方を中心に結論ありきで、裁判員の方はあまり話せない状況なのではないか危惧していましたが、実際に参加して、裁判員の方を中心となるように、裁判官の方が非常にいい場の雰囲気を作ってくれていたので、結果ありきや、裁判官の方を中心に行われているものではないと実感できました。

話題事項:検察官、弁護人の主張、証拠書類、証人尋問、専門家証人(法医学者、精神科医)の尋問等 についての感想・意見

- ① 弁護人の冒頭陳述か、弁論か忘れましたが、書類の枚数が多かったので、要所を押さえた上で、簡潔に記載されていれば助かります。検察官が被害者の方のプライバシーや被告人に会いたくないという理由等を配慮して、ビデオリンクシステムを使用し、別室にいる証人に質問するという形をとっていたのが良かったと思います。専門家証人の尋問は、被害者のプライバシーの関係で、けがの部分の写真は無かったものの、無くても理解できるものでした。
- ② 検察官・弁護人の冒頭陳述や、検察官の論告・弁護人の弁論について、話を聞くだけではなく、書類もありましたので、何度も振り返ることができました。証拠写真を、傍聴席には見えないようにし、被害者の方に配慮できていると思いました。専門家証人の尋問については、精神鑑定を行う際の個々の検査についても、話してくれた方が良かったと思いました。
- ③ 検察官・弁護人の主張について、主張する方のプレゼンテーション能力が高い方が有利に聞こえました。検察官・弁護人のそれぞれから提出される資料の形式が違うので、同じ形式にしていただければ、比較しやすくわかりやすいと思いました。専門家証人の精神科医の尋問については、わかりにくいと感じました。経験者4番さんと同じで、90%影響があるとか数字で説明があれば判断しやすく、わかりやすい尋問になると思います。
- ④ 検察官、弁護人の主張について、非常に聞きやすく、専門用語がたくさん羅列されたりすることは

なく、素人である私たちに理解しやすい説明・主張をされてので、すごく聞きやすくて理解しやすかったと思います。専門家証人の尋問については、資料は若干多めで、聞いている側も相当疲労を感じる状況にあったと感じました。精神鑑定の内容について、精神科医の方の説明が、例えば90%とか100%影響があると説明してくれれば、判断しやすいですが、精神障害が少し影響したとか、影響は限定的であったという形のもので、内容自体は理解できないような難しい内容ではなかったものの、そういう部分を考えることが難しかったと思います。

話題事項:評議についての感想

- ① 裁判員自体も意見を出しやすい雰囲気だと感じました。
- ② 自分の意見は言えましたし、出た意見をホワイトボードに書いて、それぞれ整理していく形で評議 したのが、わかりやすくて良かったです。
- ③ 裁判長が、全員の意見を尊重してくれたので、すごく話しやすく、どんどん意見することができたと思います。
- ④ 裁判長が平等に発言できるような場を作ってくれたので、だれかの意見に偏ることもなく、非常に話しやすくて、積極的に話すことができました。

話題事項:参加しやすくするための配慮、守秘義務についての感想・意見

- ① 勤務先は、融通が利いたので参加しやすい状況でしたが、裁判所まで距離があったので、その点は 負担に感じました。守秘義務に関しては、守秘義務というよりは、多くの人にいろいろ聞かれるのが 大変でした。
- ② 裁判員に選ばれた際は、勤務先からもぜひ行ってくださいと言われ、また、特別休暇が勤務先の制度で決められており、参加しやすかったですが、来られている方で、有給休暇を取得しないといけないという方が数名ほどいました。私は、仕事柄、守秘義務を守らなければいけないので、特段守秘義務を背負わされたという思いはありません。
- ③ 勤務先で初めての裁判員でしたが、特別休暇も取得することができ、勤務についても配慮してもらえたので特に支障はありませんでした。守秘義務に関しては、最初、何も言ったらいけないと思っていたのですが、評議の秘密その他職務上知り得た秘密を話すことはできないのですが、公開の法廷で見聞きしたことは話しても構わないし、裁判員として裁判に参加した感想を話すことも問題ないと説明があり、すごく驚いた印象が今でも残っています。私自身の負担は無かったのですが、周りに裁判員として裁判に参加したことを話すと、話してはいけないと言われたり、心配されたりし、裁判員の守秘義務について、あまり知られてないと思うことがあり、その点が負担になったと思います。
- ④ 若干時間が自由に使える時期に入っていたため、他の方より参加しやすい状況だったと思います。 守秘義務に関しては、裁判後に守秘義務に関わるようなことについて尋ねられたこともないので、現時点で負担は感じていません。ただ、これはあくまで想像ですが、社会的にきわめて大きな注目を受ける事件を担当する裁判員の方は、様々なところで反応もあると思うので、守秘義務を守ることについて、負担があるのかもしれないと想像する部分はあります。

話題事項:その他(これから裁判員になる方へのメッセージ)

- ① 裁判員を経験するまでは関心がなかったのですが、経験してからは関心を持つことができました。 また、私の周りの人に、裁判員について聞かれますが、自分にとっていい経験になるよと言っています。これから先、歳を重ねても、この経験はすごく活きていくと実感しています。
- ② 裁判とは、まったく無縁でしたが、裁判員を経験し裁判がどういうものかイメージできるようになったので、いい経験になったと思います。
- ③ 裁判所から通知が来たときは、みんな不安になったりすると思いますが、同封されているパンフレットをよく読むことで、安心して、参加することができました。また、裁判官と一緒に大学で出前講義した際に、学生に対し「裁判員は、若い方からお年を召した方まで、男女関係なく誰でも大丈夫ですよ」ということを、講義で少し広められたことは、私自身の経験として良かったです。友人や職場でも、どんどん広めていきたいなと思っています。
- ④ 怖いとか不安に思う人もいると思いますが、色々サポートがありますので、そういう心配はまずしなくても大丈夫だと思います。きわめて責任は重いものですが、一生に一回あるかどうかの貴重な体験で、今後のために役立つと思いますので、選ばれたら積極的に参加していただければと思います。

裁判員制度Q&A

本Q&Aは、裁判員制度ウェブサイト (https://www.saibanin.courts.go.jp//) に掲載されているQ&Aより本意見交換会の話題事項等に関連する内容を抜粋したものです。

●職務内容(審理・評議・評決)

- Q 裁判員になったらどんなことをするのですか。
- A 主として、次のような仕事をすることになります。
 - 1. 公判に立ち会う。

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷(公判といいます。)に立ち会い、判決まで関与することになります。

公判では、主に、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。

2. 評議. 評決を行う。

証拠を全て調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定(評決)します。

議論をつくしても、全員の意見が一致しない場合、評決は、多数決により行われます(詳しくは、「意見が一致しなかったら評決はどうなるのですか」のQ&Aを参照してください。)。

有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ 重みを持ちます。

3. 判決宣告に立ち会う。

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての仕事は終了します。

- Q 「証拠を取り調べる」とは、具体的にはどのようなことをするのですか。
- A 証拠には、書類、凶器などの証拠品、証人や被告人の話など、いろいろな種類がありますが、書類の場合は法廷で検察官や弁護人が朗読する書類の内容を聞くことが、凶器などの証拠品の場合は法廷で凶器などの状態を見ることが、証人の場合は法廷で証人の話を聞くことが、それぞれ「証拠を取り調べる」ことになります。

これらの証拠の取調べについては、それぞれの証拠がどのような事実や争点にどう関連するのかを事前に検察官や弁護人が明らかにしますし、裁判官からも十分な説明がされますので、証拠を見聞きする際のポイントも明らかとなります。

裁判員は、これら法廷で取り調べられた証拠のみに基づいて、起訴状に書かれた犯罪行為を被告 人が犯したのかどうか(有罪かどうか)を判断します。

- Q 裁判員になったらどのくらいの資料を見なくてはならないのですか。
- A 裁判実務の専門家でない国民の皆さんが刑事裁判に参加するのですから,争点の判断に必要な証拠を厳選して証拠調べを行い,できる限り,法廷での審理を見たり聞いたりするだけで事件の内容を理解できるような審理を行いたいと考えています。また,検察官や弁護人は,裁判員に分かりやすい立証や弁論をするよう努めなければならないこととされています。したがって,裁判員が,多くの書類を一つ一つ読み込まなければならないということはありません。
- Q 遺体の写真なども見なければいけないのですか。
- A 審理において証拠等を確認する機会がありますが、証拠は審理に必要なものに厳選し、審理に必要な証拠であっても、例えば、見た者が精神的に打撃を受けてしまうような証拠については、写真をイラストに変えるなど、真に立証に必要な範囲で裁判員の負担が少なくなるような形式に加工するなどの配慮をしています。また、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」等の相談体制も整備するなど、裁判員が安心して裁判に参加することができるよう努めています。

- Q 法律を知らなくても判断することはできるのですか。
- A 裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを判断します。例えば目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じですので、事前に法律知識を得ていただく必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、その都度裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。
- Q 裁判官の意見に誘導されるおそれはないのでしょうか。
- A そのようなことはありません。事件について裁判員と裁判官が議論(評議)する際,裁判長は,裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに,評議が裁判員に分かりやすいものとなるように整理し,裁判員が発言する機会を十分に設けるなど,裁判員がその仕事を十分に行えるように配慮しなければならないとされています。裁判員制度には,法律の専門家ではない裁判員の経験,感覚を裁判に生かすという目的がありますので,裁判官は,評議において,裁判員が気軽に意見を言えるような雰囲気を作るとともに,裁判員の意見を先に聴くなど,裁判員に意見を十分に述べてもらえるような工夫をすることになります。
- Q 裁判員にはどのような義務があるのですか。
- A 審理や評議に出席し、評議では意見を述べてもらいます。また、公平誠実に職務を行わなければなりません。このほか、評議の秘密や裁判員の職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません(守秘義務)。裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、刑罰が科せられることがあります。

もっとも、公開の法廷で見聞きしたことや、裁判員として裁判に参加した感想を話すことは、基本的に問題ありません。

●審理期間等

- Q 裁判員になったら、何日くらい裁判所に行かなければならないのですか。
- A 実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、 裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞った 裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続(公判前整 理手続)が行われます。裁判員の皆さんに参加していただいた事件の多くは、5日前後で終わって います。

●裁判員の保護

- Qどうして守秘義務は設けられたのですか。
- A 裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためです。

評議で述べた意見や経過が明らかにされると、後で批判されることを恐れて率直な意見を述べることができなくなってしまうおそれがあります。さらに、評議の秘密を守ることは、裁判員の保護 (プライバシーの保護や報復<いわゆるお礼参り>を防ぐ意味で身体の保護)にもつながると考えられます。

また、評議以外の職務上知った秘密として、被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項などがありますが、このような事項は不必要に明らかにされないようにしなければならないことから守秘義務の対象とされています。

このように守秘義務は、裁判員制度を円滑に運用する上で極めて重要なものです。

- Q 具体的にはどのような秘密をもらしてはいけないのですか(守秘義務の対象)。
- A 法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても大丈夫です。

漏らしてはいけない秘密には、1.評議の秘密と 2.評議以外の裁判員としての職務を行うに際して 知った秘密とがあります。

- 1. 評議の秘密には、例えば、どのような過程を経て結論に達したのかということ(評議の経過)、 裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見を支持した意見の数や反対し た意見の数、評決の際の多数決の人数が含まれていると考えられています。
- 2・評議以外の職務上知った秘密には、例えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などが該当します。このような事項は、当事者が他人に知られたくないものが含まれている可能性が高く、不必要に明らかにされないようにしなければならないことから守秘義務の対象とされています。
- Q 裁判員等に選ばれたことを公にしてはいけないと聞いたのですが、上司や同僚、さらには家族や 親しい人に話すことも許されないのですか。
- A 裁判員等でいる間、裁判員等に選ばれたことを公にしてはいけません (裁判員法 101 条 1 項)。 裁判員候補者名簿に記載されたことや、さらにくじで選ばれて裁判員候補者として裁判所に呼ばれたことを公にすることは禁止されていますが、法律で禁止されている「公にする」とは、出版、放送といった手段による場合やインターネット上のホームページ、ブログ、SNS 等に掲載するような場合など、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知ることができるような状態にすることをいいます。

一方、日常生活の中で、家族や親しい人に話すことは禁止されていませんし、上司に裁判員等になったことを話して、休暇を申請したり、同僚の理解を求めることは問題ありません。その際に、裁判所からの選任手続期日のお知らせ(呼出状)を上司や同僚に見せることについても差し支えありません。

なお、判決宣告等により裁判員としての任務を終えた後に、裁判員であったことを公にすることは、本人の同意があれば禁止されていません。例えば、裁判員であった方が、御自身の意思で判決宣告後にマスコミのインタビューに答えたり、裁判員を務めた経験や感想を多くの方に伝えたりすることは、問題ありません。

●参加しやすい環境整備

- Q 裁判員になって仕事を休んだために、会社を辞めさせられないかと心配です。
- A 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています (労働基準法 7条)。 また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律が禁止しています (裁判員法 100条)。
- Q 裁判員又は裁判員候補者として裁判所に行くために会社を休む場合,有給休暇扱いにしてもらえるのでしょうか。
- A 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています(労働基準法7条)が,裁判員の仕事に従事するための休暇制度を設けることは義務付けられておりませんので,「裁判員休暇」のような特別の有給休暇制度を設けるかどうかは,各企業の判断に委ねられることになります。裁判所としては,裁判官が企業等に赴いて行う出前講義等を通じて,企業等に対して,お勤めの方が裁判員となることの意義を理解していただき,裁判員として参加しやすい職場環境の整備への協力をお願いするなどしています。

ご参加いただきました裁判員経験者の方ありがとうございました。

裁判に参加することに不安を感じる方もいらっしゃると思いますが、法律知識は必要ありませんし、みなさんが安心して裁判員を務められるよう、裁判官や職員がサポートします。 今後とも、裁判員制度へのご理解とご協力をお願いします。

高松地方裁判所では今後も様々な広報活動を行っていきます。皆様の御参加をお待ちして おります。

